独自統計調査の実施結果のご報告

令和7年9月11日付けで厚生労働省から承認されました、令和8年度から適用になる、独自統計調査『「番組制作サポート」(アシスタントディレクター)調査の実施について(承認)』の標記調査に関しまして、結果をご報告いたします。

記

- 1、調査名 「番組制作サポート(アシスタントディレクター)」調査
- 2、調査範囲 全504社(東京都に本社及び支社がある企業)の取引企業へ調査を実施
 - ① 一般社団法人 日本民間放送連盟 加盟企業
 - ② 一般社団法人 全国放送派遣協会 加盟企業
 - ③ 一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟 加盟企業
 - ④ 協同組合 日本映像事業協会 加盟企業
 - ⑤ 上記以外の在京放送局及び大手派遣先((株)日テレアックスオン、(株)TBSスパークル、(株)共同テレビジョン、テレビ朝日映像(株)、(株)日経映像)と取引のある派遣元企業
- **3、回答社数** 166 社/1 年未満のアシスタントディレクター総数 1,075 人
- 4、賃金結果
- ·全国基準値 (0年):1,157 円 (1,156.19 円の小数点以下切り上げ/賞与含む)
- ・全国基準値(0年)を元にした、各年の賃金額(小数点以下切り上げ)

| 年数 | 賃金 | 年数 | 賃金 |
|----|---------|-----|---------|
| 0年 | 1,157 円 | 5年 | 1,546 円 |
| 1年 | 1,317 円 | 10年 | 1,652 円 |
| 2年 | 1,410 円 | 20年 | 2,053 円 |
| 3年 | 1,444 円 | - | - |

- 注1)全国基準値(0年)は、上記の調査範囲に対して調査した1カ月の月額給与(所定内給与)を一定の計算方法(月額÷所定労働時間)で時給換算し、賃金構造基本統計調査から算出した賞与指数(0年)を乗じて作成
- 注2) 賞与指数(0年)は1.02
- 注3)各年の賃金額は、全国基準値(0年)に賃金構造基本統計調査から算出した能力・ 経験調整指数を乗じて作成

0年 1年 2年 3年 5年 10年 20年 100.0 113.8 121.8 124.8 133.6 142.7 177.4

- 5、本独自統計調査を活用する場合の対応 下記について必ずご対応ください。
- ※1 算出方法の誤り等により協定対象派遣労働者の賃金が一般賃金水準を満たさない場合は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60年法律88号)違反となり、都道府県労働局からの指導対象となりますので、必ず下記内容についてご一読いただき、内容にご不明点等がある場合は、お近くの都道府県労働局にお尋ねください。
- ① 一般基本給・賞与等の全国基準値の独自統計調査であるため、「地域指数」、「通勤手当」及び「退職金」は、令和7年8月25日付け職発0825第1号「令和8年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」(以下「局長通達」という。)に基づき、別途対応が必要となりますので、ご留意ください。

特に地域指数については、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」の所在地を含む 地域毎に指数が異なりますので、ご留意ください。

(例) 東京都 0 年目の場合の一般賃金水準 1,157 円(独自統計全国基準値(0年))×1.114(東京都の地域指数) =1,289 円(小数点以下切り上げ)

(さらに退職金5%を上乗せ(合算)する場合) 1,289円×1.05(局長通達で示されている割合)=1,354円(小数点以下切り上げ)

- ② 独自統計調査を活用する場合は、地域別最低賃金にご留意ください。 上記4の各年の賃金額に地域指数を乗じた結果、地域別最低賃金を下回る場合には、 当該地域別最低賃金を全国基準値(0年)の額とした上で、当該額に能力・経験調整指 数を乗じた額が一般賃金水準となりますので、ご留意ください。
 - ・「全国基準値 (0 年)」の額が最低賃金を下回る場合の対応については、局長通達の P6 に記載されていますので、ご参考にしてください。 001547248.pdf
 - ・地域別最低賃金の全国一覧https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001571192.pdf

- ※2 最低賃金との比較は一般基本給・賞与等の額で行うため、退職金を上乗せ(合算) している場合には、退職金を上乗せ(合算)する前の額で最低賃金との比較を行う必 要があります。
- ③ 独自統計調査を活用する場合は、労使協定を締結する日の前日までに、厚生労働省へ報告が必要となりますので、ご留意ください。
- ※3 本調査は新規調査となりますので、過去に厚生労働省に報告している場合であっても、改めて報告する必要があります。

【対応方法】

- 1、報告書類の作成をする。
 - ・厚生労働省 派遣労働者の同一労働同一賃金について 派遣労働者の同一労働同一賃金について | 厚生労働省
 - ※ 上記、厚生労働省のホームページの「労使協定方式〜独自統計調査について〜」 に掲載されている「(様式 2)独自統計調査の活用について(報告)」にて報告書 を作成してください。同ホームページに掲載されている記入例を参考に正しく記入 してください。

●共通の必要事項

- ◎調査名:「番組制作サポート(アシスタントディレクター)|調査
- ◎調査実施団体等:一般社団法人 全国放送派遣協会
- 2、厚生労働省ホームページに記載の以下報告先へメールにてご報告をお願いいたします。

報告先:職業安定局需給調整事業課派遣待遇改善係(dokuji-toukei@mhlw.go.jp)

3、独自統計調査を活用する場合は、その理由を各社の労使協定に記載する必要がありま すので、必ずご対応をお願いいたします。

上記、厚生労働省ホームページの「労使協定方式〜賃金比較ツール、各種イメージ・ 様式集等〜」の「労使協定等のイメージ」P3 に記載されていますので、ご参考にしてく ださい。